

閲覧期間 指名停止措置の日から期間が終了するまで  
(令和8年4月28日まで)

## 指名停止措置に関する調書

1 指名停止措置業者

住 所 (本 社) 東京都渋谷区本町1丁目13番3号  
(支 社) 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目6番10号  
商号又は名称 株式会社 トーニチコンサルタント

2 指名停止措置期間

令和8年1月29日 ~ 令和8年4月28日 (3か月間)

3 事実の概要

名古屋市発注の特定跨線橋点検等業務の入札において、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止措置理由

上記のことは、篠栗町指名停止等措置要綱別表その2第5号に該当する。  
従って、本件については、指名停止3か月間とする。

(指名停止措置要綱別表その2第7号の抜粋)

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 一般工事等の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

・適用